

阪神・淡路大震災における支援活動の経緯

神戸市	厚生省等	名古屋市衛生局
	医療救護班の活動経緯 (1月20日~24日) 一次) 医療救護10班 (総勢42名) 派遣 (1月24日~28日) 二次) (1月28日~31日) 三次 (総勢17名) 医療救護4班・保健所1班編成 (1月31日~2月5日) 四次 (総勢10名) 医療救護3班・保健所1班編成 ↓ 第五次以降は市医療機関職員による編成にて医療救護3班を3月7日の第十二次まで派遣(総勢10名/3班/次)	

神戸市	厚生省等	名古屋市衛生局
	保健活動班の活動経緯	
(1月31日19時) 衛生局健康増進課主幹から3月末日まで土・日を含めた活動派遣の依頼あり	(1月31日10時) 健康政策局指導課から保健婦の医療救護派遣を保健活動への派遣変更依頼あり	(1月31日 10時) 他指定都市の派遣状況を確認する。 (同日 15時30分) 局内にて、2月6日から医師1名・保健婦2名体制で3泊4日(土・曜日を除く)にて3月末日までの派遣を検討する。 (2月1日) ・職員組合へ保健婦等の派遣に関する協力要請する。 ・各保健所派遣保健婦候補者の選定依頼する。 (2月2日 9時) 東灘保健所長と本市成人保健課長が保健活動にかかる具体的調整を実施(於:東灘保健所)。 (同日 16時30分) 臨時所長会にて保健活動班派遣決定 (2月3日 15時) 保健活動班派遣について記者クラブ発表 (同日 16時30分) 第1次保健活動班派遣打ち合わせ会 (2月6日) 東灘保健所へ成人保健課主査視察 (2月8日 16時) 第2次保健活動班派遣打ち合わせ会 (2月13日 16時) 第3次 "

神戸市	厚生省等	名古屋市衛生局
<p>(2月23日) 東灘保健所 長・保健指 導係長から 現体制での 継続派遣依 頼あり</p> <p>(3月15日付) 神戸市衛生 局長から1 3大都市衛 生主幹部(局) 長あて 4月～6月 までの派遣 継続協力依 頼あり</p> <p>(3月30日) 神戸市から 保健婦の活 動について 4月末日ま での継続派 遣依頼あり</p>	<p>(3月7日) 厚生省から 1月17日～ 3月末日ま での『兵庫 県南部地震 関連保健活 動状況実績 調査』依頼 あり</p> <p>(3月22日) 川崎市から黒会 神戸市から の保健婦派 遣継続要請 に対する各 都市の対応 について</p>	<p>(2月16日 16時) 第4次保健活動班派遣打ち合わせ会 (2月20日 16時) 第5次 “ (2月22日 9時) 第6～13次保健活動班打ち合わせ会 (以後、現地からファックスで送付される毎日の情 報を次班に送付する。)</p> <p>(2月24日) 神戸市・東灘保健所へ成人保健課係長視察</p> <p>(3月22日) 局内にて派遣等検討し、4月10日から4月末日ま で保健婦1名の派遣を決定する。</p> <p>(3月23日) 各保健所へ派遣保健婦候補者の選定追加依頼する。</p> <p>(3月24日) 神戸市衛生局健康増進課に連絡 保健婦1名を派遣予定、また、派遣場所は現状にこ だわらず、より支援を必要とする地域への派遣調整 が可能であることを伝える。</p> <p>(3月29日) 東灘保健所への派遣を一旦終了するため、成人保健 課長が東灘保健所へ出向き、東灘保健所長と調整。</p> <p>(3月30日) 神戸市から長田保健所への派遣活動依頼を受ける。</p> <p>(3月31日) 派遣候補者の中から4月末日まで5名の保健婦を人 選し、該当保健所長あてに依頼する。</p>

神戸市	厚生省等	名古屋市衛生局
<p>(4月20日) 神戸市から保健婦の活動について5～6月末日まで派遣追加依頼あり派遣先を長田保健所から東灘保健所へと変更依頼あり</p>	<p>(4月12日) 厚生省から災害時における保健活動マニュアル等作成のために1月17日～3月末日までの『阪神・淡路大震災被災地における都道府県派遣保健婦活動状況の経時的把握調査』依頼あり</p>	<p>(4月5日) 第14～18次までの保健活動派遣打ち合わせ会を実施(3月までの派遣保健婦2名に状況報告を依頼)</p> <p>(4月20日) 神戸市から継続活動及び派遣先変更依頼を受ける。</p> <p>(4月25日) 5月8日から6月末日までの平日のみの派遣を継続することを決定する。派遣先は東灘保健所管内とする。</p> <p>(4月26日) ・5月8日～6月2日(第19～22次)までの保健活動派遣を該当保健所長あてに依頼する。 ・各保健所へ6月5日～30日までの派遣保健婦候補者の選定追加依頼する。</p> <p>(4月28日) 5月8日～6月2日(第19～22次)までの保健活動派遣打ち合わせ会を実施(4月派遣保健婦1名に状況報告を依頼)</p> <p>(5月8日) 厚生省に『阪神・淡路大震災被災地における都道府県派遣保健婦活動状況の経時的把握調査』報告する</p> <p>(5月18日) 6月5日から6月30日(第23～26次)まで保健婦1名の派遣を決定し、該当保健所長あて依頼する。</p> <p>(5月26日) 6月5日～6月30日(第23～26次)までの保健活動派遣打ち合わせ会を実施(5月派遣保健婦1名に状況報告を依頼)</p> <p>(同日) 厚生省に『兵庫県南部地震関連保健活動実績』報告する。</p> <p>(6月30日) 阪神・淡路大震災被災地における医療・保健等救援活動終了する。</p>